

大飯原発 3・4 号機運転差し止め大阪仮処分の審尋に集まって頂いた皆さま方に、心より御礼と連帯のご挨拶を申し上げます。

私たちは大飯原発の再稼働を止めるために裁判をたたかってきました。ご存知のように 2014 年 5 月には一審福井地裁において、福島第一原発事故以後では初めてとなる原発運転差し止め判決を勝ち取り、現在は名古屋高裁金沢支部で控訴審をたたかっております。この控訴審においても、まさに当該原発を審査した元原子力規制委員会委員長代理、島崎邦彦氏が「大飯原発 3・4 号機の基準地震動は過小評価」であると証言するなど、裁判の内容においては被告関西電力を圧倒してまいりました。

ところが金沢支部で審理を担当する内藤正之裁判長らは、裁判長自らが裁判での最大の争点と認めた基準地震動に関する島崎氏の重要な証言に対して法廷で一言の質問も行わず、その後の原告側からの証人申請もすべて却下し、まさに裁判が最大の山場を迎えたと思えるところで、あつという間に控訴審を結審させてしまいました。このような不可解な法廷指揮に対して、私たちは内藤裁判長以下三名の裁判官の忌避を申し立てましたが、残念ながら申し立ては認められず、現在、本裁判での控訴審は結審した形となっております。私たちはあくまで審理の再開を求めており、まだ本訴でのたたかいはあきらめてはおりません。毎月 20 日には名古屋高裁金沢支部の前で、公正な裁判と審理の再開を求めるスタンディングと抗議行動も続けております。先日 1 月のスタンディングの時には、兼六園に京阪神から観光に来られた方々や、福島県から金沢に移住された方などから温かい激励の言葉をいただき、地道に訴えを続けていくことの大切さを改めて実感するとともに、明日へのたたかいに向けた新たな力をいただきました。今後とも本裁判へのご支援、ご協力よろしくお願ひいたします。

しかしながら被告関西電力は、こうした裁判の展開をまったく無視して大飯原発 3・4 号機を再稼働させようとしており、西川福井県知事も控訴審の判決すら待たずに再稼働に同意しました。来る 9 日には 3 号機に燃料を搬入するとの報道もあり、再稼働を止めるために、今打てる手はすべて打っておかねば、という思いから今回の仮処分申し立てに至りました。本訴の原告のままでは管轄が名古屋高裁金沢支部となることから、事務局員の南が本訴の原告を降りて大阪地裁で仮処分を申し立てるという方針で臨んでまいりました。しかし、被告関西電力が本訴の取り下げに同意しなかったことから、断腸の思いではありましたが南の仮処分申し立ては取り下げの事となり、京都の児玉さまお一人に申立人の重責を担っていただく事となり大変申し訳なく思っております。取り下げにかかわらず、この仮処分申し立ては裁判の会としての方針として決定した事であり、今後も全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

本日もぜひとも審尋に集まり、皆さまと行動を共にしたいと願っておりましたが、福井市内を中心に 1981 年、56（ゴーロク）豪雪以来の 37 年ぶりの大雪となり、鉄道、高速、国道すべてが止まるという非常事態のため、これまた断腸の思いでしたが本日の大阪行きは諦めざるを得ない状況となりました。もし、このような状況下で原発事故が発生したらと思うと、大飯原発の再稼働は何としても止め、既に動かされてしまった高浜原発を再び止めるためのたたかいを関西、全国の皆さまと共に進めていく決意を新たにしております。

大飯原発差し止め大阪仮処分に何としても勝利しましょう！ともにたたかいましょう！

2018 年 2 月 7 日 福井から原発を止める裁判の会・事務局